

# 令和の米不足から 食の未来を考える

さいとう  
れん  
齋藤 錬  
(しがく総合研究所)

今年の8月ごろから騒がれている米不足。スーパーやコンビニで「米はおひとり様1点まで」との張り紙をよく見た方も多いだろう。日本の食の未来はどうなるのだろうか…？

## 米不足の要因のひとつは「酷暑」

令和5年度産米が米不足になった1番の原  
因は、夏場の酷暑であると考えている。筆者

は福島県に住んでいるが最高気温が39℃になった日は目を疑った。あれほどまでに暑かった夏は未だかつて経験したことがない。  
人間も辛いが米も辛かった。農林水産省によると、米の品質を示す等級の中で最高級である1等米の比率が、令和5年産米60・9%と平年より約10%低い数値であった。1等米以外の2、3等米は精米時に形の悪い部分を

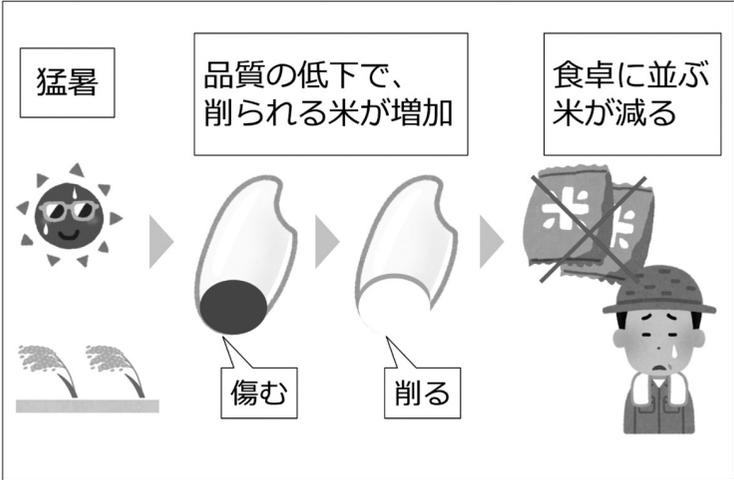


図. 猛暑によって米不足になる流れ

削り取るため、精米後に残る量が1等米に比べると少なくなる。同量の1等米の玄米と2、3等米の玄米では、精米後の重さが約2割ほど違うという話もある。  
注意したいのは、米そのものの収穫量が減ったわけではないということだ。その年の10アールあたりの収穫量を表す作況指数は、令和5年度に101と平年並みだったのだ。つまり、令和5年産米においては、玄米の出来はまずまずだと思いついていたが、精米してみると思ったほどの量にならず、結果米不足に陥った、ということなのである。(図参照)

### 今も続く減反政策も米不足の一因に

国の制度にも米不足の一因がある。その一つが減反政策だ。平成30年、「米の生産量と

需給量が均衡を保ってきたので減反政策が廃止された」という報道が相次いだ。

しかし、完全に減反政策は廃止されておらず、減反政策の一部であった米の転作事業は残っている。しかも、令和2年度には従来の畑作物に加えて園芸品目や果樹も対象となり、令和5年度には畑地化促進事業として、補正予算750億円が割り振られた。もちろん、飼料用米の作付の推進は輸入飼料が高騰しているご時世を鑑みると必要であろう。ただ、園芸品目や果樹まで推進する必要があるのかは疑問が残る。

農林水産省は、令和6年産水田活用関連予算に係るQ&Aで、「主食用米の需要が毎年10万トン程度減少する中、水田において、主食用米から麦や大豆、野菜など需要のある作

なかつたことが、今回の米騒動然り、今の農業が抱えている問題を解決できない要因だと考える。特に問題なのは、旧基本法下の「望ましい農業構造の確立」（明確な定義はないが、足腰の強い経営体を作り、減少する農家の生産を補ってゆく構造）がなされなかつたことだ。農家の人口は減っているのだから、1人当たりの経営規模を大きくして、減つた人口分の生産をカバーしなくてはならない。一応の施策として農地の流動化（農地の所有者が別の耕作者に農地をリースすること）が提案されたが、旧基本法の制定から10年後、流動化を担う組織として農地バンクが設立されたのは14年後とあまりにも動き出しが遅すぎた。結果として、地域の担い手への農地の集積が進まず、農地集積率は60・4%（令和5年度）

物への転換を進めていくことが必要」と回答している。つまり、表向きでは減反政策廃止を掲げながら、実際は政府主導で米の供給量を減らしているのだ。

本来の減反政策の目的はとうに果たされ、ましてや今年も米が足りていない。にもかかわらず、なぜここまで米の生産量減少に舵を切りたがるのか、理解に苦しむ。

## 言行不一致の体制を改めよ

令和6年の農政のビックイイベントと言えば、25年ぶりとなった食料・農業・農村基本法の改正だ。農政の憲法とも呼ばれるこの法律は、文字どおり農業に関わる制度や施策を行う上の指針として機能してきた。

しかし、肝心の制度や施策がうまく機能しで、国が目標とする80%に届かなかつた。新基本法ではさまざまな方針が拡充、新設されているが、まずは「望ましい農業構造の確立」を最優先で進めるべきだと考える。たとえば、法人が農業に参入する際、役員の間半数が農業に従事することや農業が売上過半を占めるようにすること等の規制があるが、この規制を緩和するのはどうだろうか。現に、兵庫県養父市は国家戦略特区として規制緩和に取り組み、成果を上げている。

結局のところ、旧基本法にしろ減反政策にしろ、農政は掲げた目標を本気で達成しようとしていない。この根本的な姿勢を改めなければ、日本の食の未来は暗い。新基本法を通じて、果たしてどれほどの「約束」が守られるのか注目していきたい。

